

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

「発症した後5日を経過」し、かつ、「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって、出席停止期間は延期することがある。(発症後4日以降に解熱した場合(例4・5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

★発症日(当日 0 日目)とは病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状(38 度程度の発熱等)が始まった日である。そのため病院受診時に医師に発症日を相談・確認することが必要である。

[illegible]